

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成28年6月30日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

芳賀亜希子 委員

朝倉由美子 委員

豊橋市教育委員会

平成28年6月30日(木)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

山西正泰 教育長、高橋豊彦 委員、朝倉由美子 委員、
芳賀亜希子 委員、渡辺嘉郎 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加藤喜康 教育部長

駒木正清 教育監

金子尚央 教育部次長

村田敬三 教育政策課長

守田雅一 学校教育課長

小田恵司 保健給食課長

村田直広 生涯学習課長

蔵地宏美 スポーツ課長

天野年雄 図書館長

三世善徳 美術博物館副館長

加藤晴康 科学教育センター事務長

議 事 日 程

5月定例会会議録の承認

1 議案

議案第24号 委員の委嘱について

議案第25号 教員の処分について（非公開）

2 協議事項

(1) スポーツ課に係る組織機構改革について（非公開）

(2) 総合教育会議の協議事項について

3 報告事項

(1) 平成28年6月市議会定例会における一般質問等について

(2) 平成28年度 豊橋市教育、体育、文化表彰について（非公開）

4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会 6 月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、芳賀委員と朝倉委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「5 月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第 1 議案」に移りたいと思います。

議案第 24 号「委員の委嘱について」を事務局から説明してください。

■生涯学習課長 議案第 24 号について説明

(教育長)

ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問はありますか。

特にないようですので、「議案第 24 号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、「議案第 24 号」は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に、議案第 25 号「教員の処分について」は人事に関する案件であるため、豊橋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、「非公開」としたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、議案第25号「教員の処分について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(教育長)

「議案第25号」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「スポーツ課に係る組織機構改革について」ですが、豊橋市において、今後調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、協議事項(1)「スポーツ課に係る組織機構改革について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(教育長)

続いて、協議事項(2)「総合教育会議の協議事項について」の説明を事務局からお願いします。

■学校教育課長 協議事項(2)について説明

(教育長)

ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問はありますか。

(渡辺委員)

教員の多忙化について、時間を指標としていますが、他の指標はありますか。例えば、教員のストレスチェックが行われたと思いますが、多忙化の指標にはできないのでしょうか。

(保健給食課長)

ストレスチェックについては、個人だけでなく学校という集団としても分析をした結果が出ます。したがって、他市との比較をして、ストレスが高いか低いかといった分析はできますので、一定の指標にはなると思います。

(高橋委員)

愛知県が行った教員の在校時間の調査についてですが、勤務時間の実態がきちんと出ていると考えて良いでしょうか。このような調査の難しいところは、出てきた数字では必ずしも実態が把握できない場合がある、ということです。あまり懐疑的に見てもいけないのですが、数字については信用しても大丈夫でしょうか。

(教育長)

豊橋市は、調査に対してきちんと回答をしていると思います。数字は信用できるものと考えています。

(朝倉委員)

教員の在校時間が長くなっている要因としては、単に仕事のスピードが遅いということではなく、どうしたら子ども達により良い授業ができるのか、という事を一生懸命考えている教員の熱意の裏返しという部分も含まれているのではないかと思います。授業や教材について考えなくてはならないけれど、その他の事務的な仕事も多く、板挟みになってしまい、在校時間が長くなってしまいうという状況があるのではないのでしょうか。事務的な仕事の分担がうまくできれば、その分子どもに使う時間が増えると思います。

(渡辺委員)

在校時間については、教員の経験年数によって違いがありますか。

(学校教育課長)

経験年数ごとの調査はしておりませんので、分かりません。

(渡辺委員)

例えば、ベテランの教員であれば授業の準備に要する時間は少なくとも、若い教員だと時間がかかる、という状況や、ベテランの教員は、若手の指導などに時間を割かれているという状況も想定されます。在校時間を多忙化の指標とするのであれば、経験年数による違いが分からないといけないと思います。どのような経験年数の層が、どのようなことに時間を費やしているのかといったことが分かると良いと思います。

(教育長)

ありがとうございます。学校現場では、1学年の中で若い教員とベテランの教員がいた場合には、若い教員が授業のこと等で悩んだ時にベテランの教員がアドバイスをするので、結局同じような時間まで在校しているということが多いです。

(渡辺委員)

そのような場合に、多忙化の1つの理由として、若手教員のスキル不足ということが挙がってくるのではないのでしょうか。若い教員だけではなく、特定の教員の在校時間が長くなっているのだとすれば、教員のスキルアップが多忙化解消に必要になってくると思います。

(教育長)

そうですね。スキルアップももちろん必要ですが、私は教員を増やしていくということが多忙化を解消する1つの方法だと考えています。ただし、それには莫大な費用がかかってしまいます。それが不可能なのであれば、今あるものを取捨選択するという方法になると思います。例えば、部活動の指導を教員がやらなければ、教員が部活動に費やしている時間を他の仕事に充てることができますが、日本の教員にそこまでできるか、というところが難しいのが現状です。

(高橋委員)

すぐには難しいかもしれませんが、一步踏み出すことはできると思います。OECD加盟国には教員が部活動の指導をするという考え方がないところが多いのではないかと思います。

(渡辺委員)

もし仮に、残業をしてはいけないということにすると、教員は困ってしまいますか。

(教育長)

困ると思います。割り切って、やるべきことをやらずに終えてしまう教員も増えると思います。

(高橋委員)

教員免許を持っていないとできないことと、教員免許を持っていなくてもできることを学校現場で整理をして、業務の仕分けをしていないといけないと思います。

(渡辺委員)

例えば医療現場で言うと、三交代制を取っている場合は、帰らないといけない義務が発生します。学校現場にそのまま応用することは難しいかもしれませんが、残業を許可制にするなどの対策をとることで、ダラダラと仕事をする教員は減るかもしれません。

(朝倉委員)

相手が子どもなので、医療現場と違い、子どもにとって担任教師の代わりというのはいません。例えば授業の準備ができていない場合に、他の教員が代わりに授業をしてくれる訳ではありません。教員にとって、授業の準備が苦になっているのではなくて、他の雑多なことに時間がとられてしまうことが、多忙感を感じる原因なのではないでしょうか。

(渡辺委員)

教員の多忙化の指標を在校時間にしていますが、多忙感を感じる要因としては、時間だけではない要素があると思います。例えば、保護者への対応、障害を持つ子や不登校、いじめへの対応などです。多忙化の解消のためには、そのような部分を改善していかないとはいけません。改善のためには、スクールソーシャルワーカーなどの増員といった対応策があるのではないのでしょうか。教員と少数の事務員だけで仕事をするのではなく、様々な職種の人を入れていくことが良いと思います。そのためには費用がかかるので、その点については総合教育会議の中で協議ができると良いのではないのでしょうか。多忙感の改善ができれば、教員達は在校時間が長くても、やりがいを持って仕事ができるようになるかもしれません。

(教育長)

ありがとうございました。いただいたご意見を参考に、教育委員会からの提案として、今度の総合教育会議の議題として挙げていきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、「日程第3 報告事項」に移ります。
報告事項(1)「平成28年6月市議会定例会における一般質問等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 報告事項(1)について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。
ないようでしたら、続いて、報告事項(2)「平成28年度 豊橋市教育、体育、文化表彰について」ですが、豊橋市において、今後調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

それでは、報告事項(2)「平成28年度 豊橋市教育、体育、文化表彰について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(教育長)

続いて、日程第4「定例会の日程等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 日程について説明

(教育長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 0 0 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員